資料１

基本方針	基本目標	具体的な取り組み
基本方針１ ＤＶの予防・啓発	1　市民や被害者支援関係機関の DV の理解を促進し相談機関を周知する	・啓発の対象者を明確にし、対象者ごとの効果的な啓発を実施 ・被害者と接する機会のある関係機関向け研修を充実させ、被害者の早期発見と二次被害の防止
	2　子ども・若者などに対して DV に関する予防啓発を行う	・「生命の安全教育」等を通した、自身のことや命の大切さを知る機会づくりや暴力予防の促進 ・SNS など若者が使用する媒体を活用した効果的な啓発
基本方針２ ＤＶ被害者の保護と安全の確保	3　被害者の早期発見と相談支援の充実を図り、安全を確保する	・相談窓口の周知徹底および兵庫県や民間支援団体などとの広域的連携による、相談支援の充実と安全の確保 ・ＤＶ加害者対応機関とＤＶ被害者支援機関等における加害者の行動変容に関する共通理解の形成と当事者への情報発信
基本方針３ ＤＶ被害者の自立支援	4　被害者の新たな生活を確保し、自立生活に必要な支援を行う	・同行支援の充実等による、法的機関や医療機関との連携強化と保護命令制度のさらなる活用 ・離婚や別居に関する専門的な法律相談の活用促進 ・関係機関との連携による地域生活移行後の自立生活支援（アフターケア・育児支援・心理的ケア等）の充実
基本方針４ こどもへの支援	5　こどもの安全・安心な生活を確保する	・児童虐待対応機関と DV 被害者支援機関との相互理解の促進 ・要保護児童対策地域協議会等を活用したＤＶの視点を踏まえた家庭支援の強化
	6　こどもの心理的な回復を支援する	・専門相談機関による心理的ケアを受ける機会の確保 ・専門家によるプログラムを活用した母子関係再構築
基本方針５ 推進体制の強化	7　推進体制を強化する	・ＤＶ支援に関わる組織・機関間のネットワーク構築による、更なる情報共有の円滑化と連携強化 ・相談や行政手続きにおける被害者の負担軽減を図る仕組みづくり